

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	18
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	18
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	18
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課）	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	19
○道路の供用の開始……………（道路課）	19
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	19
道企業管理規程	
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程……………	20
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	20
道監査委員告示	
○第252条の32第2項の規定による包括外部監査契約に基づく補助者に関する事項 ……	22

告 示	
北海道告示第332号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成23年4月27日、厚 沢部土地改良区の定款の変更を認可した。	
平成23年5月13日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第333号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（クラマ マ排水地区（農用地改良保全施設））事業の土地改良事業計画を定めた。	
その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成23年5月17日から20日間、一	

般の縦覧に供する。
平成23年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について
道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成23年5月17日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成23年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
網走東部 畑地帯総合整備 [担い手支援型]（区画整理、暗渠排水、土層改良）		北海道オホーツク総合振興局
常呂吉 同	（農業用排水施設、暗渠排水、土層改良）	同

北海道告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改
良事業の工事の完了の届出があった。

平成23年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
平 取 町	貫気別1	災害復旧 [農業用施設]	平成23. 3.22
同	貫気別2	同	同 23. 3.11
同	小 平	同	同
中 川 町	安 川	同	同 22.10.20
美 瑛 町	ルベシベ	同	同 23. 3.10
美瑛土地改良区	朗 根 内	同	同 23. 3.25
上 富 良 野 町	江 花 12	同	同 23. 3.28

北海道告示第336号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年
法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所	上川郡当麻町1738の2（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的	水源のかん養

3 解 除 の 理 由 電気通信設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び当麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第337号
農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

- 平成23年 5 月13日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 指定施業要件変更予定保安林 山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第338号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年 5 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道留萌小平線 北海道留萌振興局 留萌建設管理部	留萌市大字留萌村字ヲムロ1456番10地先から 留萌郡小平町字桑園120番地先まで	平成23. 5.17 午前11時45分
道道斜里停車場美咲線 北海道オホーツク総合振興局 網走建設管理部	斜里郡斜里町字美咲28番2地先から同郡斜里町字美咲24番20地先まで	平成23. 5.13

総合振興局告示及び
振興局告示

- 北海道上川総合振興局告示第67号
- 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
- 平成23年 5 月13日
- 北海道上川総合振興局長 窪 田 毅
- 1 落札に係る物品等の名称（1月に係る1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) 複写機の賃貸借契約その1（フルカラー複写機の賃貸借） 一式 2台
- ア 1台、フルカラー（1,900枚）及びモノクロ（50枚）
- イ 1台、フルカラー（5,600枚）及びモノクロ（1,500枚）
- (2) 複写機の賃貸借契約その2（広幅複写機の賃貸借） 一式 4台
- ア 1台及び2,200カウント
- イ 1台及び1,200カウント
- ウ 1台及び1,200カウント
- エ 1台及び500カウント
- (3) 複写機の賃貸借契約その3（複写機の賃貸借） 一式 1台
- 1台及び30,300枚
- 2 落札を決定した日
- 平成23年 3 月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(3)
- ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地
- (2) 1の(2)
- ア 氏 名 旭陽電機株式会社
- イ 住 所 旭川市1条通15丁目右1号
- 4 落札金額
- (1) 基本料金 100円
- ア 複写料金 フルカラーモード 1枚から1,000枚まで 7.0円
- 1,001枚以上 7.0円
- モノクロモード 1.9円
- イ 複写料金 フルカラーモード 1枚から1,000枚まで 6.0円
- 1,001枚から3,000枚まで 6.0円

<table><tr><td></td><td>3,001枚以上</td><td>6.0円</td></tr><tr><td>モノクロモード</td><td>1枚から500枚まで</td><td>1.7円</td></tr><tr><td></td><td>500枚以上</td><td>1.7円</td></tr><tr><td>(2) 基本料金</td><td></td><td>47,300円</td></tr><tr><td>複写料金</td><td>1カウントから1,000カウントまで</td><td>6.0円</td></tr><tr><td></td><td>1,001カウント以上</td><td>5.8円</td></tr><tr><td>(3) 基本料金</td><td></td><td>100円</td></tr><tr><td>複写料金</td><td>1枚以上1,000枚まで</td><td>0.72円</td></tr><tr><td></td><td>1,001枚以上3,000枚まで</td><td>0.72円</td></tr><tr><td></td><td>3,001枚以上</td><td>0.72円</td></tr></table>		3,001枚以上	6.0円	モノクロモード	1枚から500枚まで	1.7円		500枚以上	1.7円	(2) 基本料金		47,300円	複写料金	1カウントから1,000カウントまで	6.0円		1,001カウント以上	5.8円	(3) 基本料金		100円	複写料金	1枚以上1,000枚まで	0.72円		1,001枚以上3,000枚まで	0.72円		3,001枚以上	0.72円	別表第3中「別表第3（第10条関係）」を「別表第3（第8条関係）」に改める。
		3,001枚以上	6.0円																												
	モノクロモード	1枚から500枚まで	1.7円																												
		500枚以上	1.7円																												
	(2) 基本料金		47,300円																												
	複写料金	1カウントから1,000カウントまで	6.0円																												
		1,001カウント以上	5.8円																												
	(3) 基本料金		100円																												
	複写料金	1枚以上1,000枚まで	0.72円																												
		1,001枚以上3,000枚まで	0.72円																												
	3,001枚以上	0.72円																													
附 則																															
この規程は、平成23年5月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。																															
道教育庁石狩教育局告示																															
北海道教育庁石狩教育局告示第90号																															
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。																															
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。																															
平成23年5月13日																															
北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明																															
1 入札に付する事項																															
(1) 調達をする物品の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量																															
ア A重油（A地区） 201,000リットル																															
イ A重油（B地区） 184,000リットル																															
ウ A重油（C地区） 225,000リットル																															
エ A重油（D地区） 352,000リットル																															
オ A重油（E地区） 229,000リットル																															
カ A重油（F地区） 254,000リットル																															
キ A重油（G地区） 272,000リットル																															
ク A重油（H地区） 243,000リットル																															
ケ A重油（I地区） 271,000リットル																															
コ A重油（J地区） 259,000リットル																															
サ A重油（K地区） 258,000リットル																															
シ A重油（L地区） 304,000リットル																															
ス A重油（M地区） 334,000リットル																															
セ A重油（N地区） 272,000リットル																															
ソ A重油（O地区） 222,000リットル																															
アからソまでの入札については、それぞれの入札とする。																															
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。																															
(3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成24年3月31日まで																															
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。																															
2 入札に参加する者に必要な資格																															
次のいずれにも該当すること。																															

道 企 業 管 理 規 程	
北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。	
平成23年5月13日	
北海道公営企業管理者 武 内 良 雄	
北海道企業管理規程第3号	
北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程	
北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。	
別表第1中「別表第1（第4条関係）」を「別表第1（第3条関係）」に改め、同表3級の項標準的な職務の欄第2項中「次長又は」を削り、同欄第4項を削り、第5項を第4項とし、同表4級の項標準的な職務の欄第2項中「特に困難な業務を処理する」を削り、同欄第3項中「特に」を削り、同欄第4項を削り、同欄第5項中「極めて」を「特に」に改め、同項を同欄第4項とし、同表5級の項標準的な職務の欄第3項中「、」を「又は」に改め、「又は極めて困難な業務を処理する係長」を削り、同欄第4項中「極めて」を「特に」に改め、同欄第5項を削る。	
別表第2中「別表第2（第5条関係）」を「別表第2（第4条関係）」に改める。	

- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成23年5月13日（金）から6月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館4階第4研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成23年6月23日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月22日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送により交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う

郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A 201,000 liters
- b Fuel oil A 184,000 liters
- c Fuel oil A 225,000 liters
- d Fuel oil A 352,000 liters
- e Fuel oil A 229,000 liters
- f Fuel oil A 254,000 liters
- g Fuel oil A 272,000 liters
- h Fuel oil A 243,000 liters
- i Fuel oil A 271,000 liters
- j Fuel oil A 259,000 liters
- k Fuel oil A 258,000 liters
- l Fuel oil A 304,000 liters
- m Fuel oil A 334,000 liters
- n Fuel oil A 272,000 liters
- o Fuel oil A 222,000 liters

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 23, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 22, 2011)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 7-chome, Kita 3-jo, Chuo-Ku, Sapporo
060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成23年 5 月13日

北海道監査委員職務執行者 沢 岡 信 広
北海道監査委員職務執行者 喜 多 龍 一
北海道監査委員 坂 本 人 士
北海道監査委員 太 田 博